

平成30年度

第12回 農業委員会総会議事録

市川市農業委員会

## 第12回 市川市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成31年3月8日（金）午後1時30分から午後2時05分

2. 開催場所 市川市勤労福祉センター 2階 第1会議室

3. 農業委員 出席委員 10人

会長	10番	三橋 弘
委員	1番	小川治夫
	2番	宮内純一
	3番	岡本好夫
	4番	石田まさ子
	5番	石橋弘嗣
	6番	伊藤公亮
	7番	宇田川忠好
	8番	石井文夫
	9番	石井利和

欠席委員 0人

4. 農地利用最適化推進委員

出席委員 5人

1番	武藤 晃
2番	石井喜美江
4番	梶尾彌一
5番	大滝與鷹
6番	平田秀行

欠席委員 1人

3番	石井克己
----	------

## 5. 議事日程

第1 議事録署名等委員の指名

第2 会議書記の指名

第3 付託調査班（委員）の指名

第4 議案第1号 農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について 2 件

議案第2号 特定農地貸付けに係る市民農園の承認申請について 1 件

議案第3号 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について 1 件

議案第4号 平成30年度第6次農用地利用集積計画の決定について 3 件

議案第5号 国有財産管理人の推薦について

報告第1号 農地法第4条又は第5条の規定による農地転用の届出について

事務局長専決分 20 件

報告第2号 農地法第3条の3の規定による農地権利取得の届出について

事務局長専決分 1 件

報告第3号 地目変更登記に係る回答について 1 件

報告第4号 相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の

証明願について 4 件

## 6. 農業委員会事務局職員

局長 谷地 正道

次長 石井 啓友

主幹 鈴木 忠弘

副主幹 福田 哲

副主幹 山崎 武敏

## 7. 会議の概要

発言者	内 容
議 長	<p>定刻でございますので、これより平成30年度第12回市川市農業委員会定例総会を開会いたします。</p> <p>本日の定例総会の出席状況でございますが、石井克己推進委員から欠席の連絡を受けております。</p> <p>農業委員10名中10名、推進委員6名中5名出席しております。</p> <p>委員の出席者が過半数に達しておりますので、「農業委員会等に関する法律第27条第3項」の規定により、本日の会議が成立いたしますことをご報告いたします。</p> <p>それでは、議事日程に従いまして、会議を進めてまいります。</p> <p>市川市農業委員会会議規則第9条第1項に規定する議事録署名等委員の指名でございますが、議長から指名させていただくことにご異議ございませんか。</p>
各 委 員	<p>異議なし。</p>
議 長	<p>それでは、9番の石井職務代理人、1番の小川委員にお願いいたします。</p> <p>なお、本日の会議書記には、事務局職員の鈴木主幹、福田副主幹を指名いたします。</p> <p>次に、来月分の調査班を指名いたします。</p> <p>農地班は、第1班で、1番の小川委員と2番の宮内委員です。</p> <p>農政班は、第3班で、5番の石橋委員と6番の伊藤委員です。</p> <p>それでは、議案第1号から議案第5号までと、報告第1号から報告第4号までを議題といたします。</p> <p>慎重なるご審議をいただきますよう、お願いいたします。</p> <p>議案第1号「農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について」、2件ございます。</p> <p>事務局から議案の説明をお願いします。</p>

事務局	<p>議案第1号「農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について」ご説明いたします。</p> <p>今回の申請は2件でございます。</p> <p>議案の1ページをお願いいたします。</p> <p>(1)の申請受付日は、平成31年2月21日でございます。</p> <p>申請地は、柏井町で、地目が畑、面積は318平方メートルでございます。</p> <p>区域区分は、市街化調整区域ですが農業振興地域ではありません。</p> <p>今回、地目が農地であることから、宅地に変更するため申請なされたものでございます。</p> <p>次に(2)ですが、議案の3ページをお願いいたします。</p> <p>申請受付日は、平成31年2月21日でございます。</p> <p>申請地は、東菅野で、地目が田、面積は208平方メートル、外4筆、合計面積は、322平方メートルでございます。</p> <p>区域区分は、市街化調整区域ですが農業振興地域ではありません。</p> <p>今回、地目が農地であることから、宅地に変更するため申請なされたものでございます。</p> <p>説明は、以上でございます。</p>
議長	<p>続きまして、調査班による現地調査報告でございますが、調査は第4班が実施しております。</p> <p>調査結果につきまして、ご報告をお願いします。</p>
議席 8番	<p>現地調査は、平成31年3月1日に、農地調査班第4班の委員で行いました。</p> <p>(1)の申請地は、柏井小学校の東側、概ね50メートルに位置しております。</p> <p>申請地に隣接する宅地に昭和34年に専用住宅を建築し、その後、増築、一部取り壊しを経て、平成26年に申請者の長男の専用住宅を建築したことから、現在2棟の住宅が建っております。</p> <p>申請地には、平成6年に建築された平家建ての物置があり、当初の専用住宅の建築時から現在まで、一団の宅地として利用してきたとのことでござい</p>

<p>議 長</p>	<p>ます。</p> <p>今回、申請者は、地目を「畑」から「宅地」に変更したいと考え、申請に至ったとのことでございます。</p> <p>以上のことから、現地調査班としましては、現況は非農地として認められることから、証明相当と思います。</p> <p>次に（２）の申請地は、下貝塚中学校の南東側、概ね４００メートルに位置しております。</p> <p>昭和４１年に専用住宅を建築し、一団の宅地として利用してきたとのことでございます。</p> <p>今回、申請者は、地目を「田」から「宅地」に変更したいと考え、申請に至ったとのことでございます。</p> <p>以上のことから、現地調査班としましては、現況は非農地として認められることから、証明相当と思います。</p> <p>報告は、以上です。</p> <p>第４班から調査報告をしていただきました。</p> <p>続きまして、農地法の規定に基づく許可を要しないことの審査結果について、事務局から説明をお願いします。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>（１）の申請地につきましては、農地法所定の許可を得ないまま２０年以上経過していることが、航空写真により確認できます。</p> <p>固定資産評価額証明書にも現況地目は「宅地」と記載されております。</p> <p>また、この間、農地法第５１条の規定による違反転用に対する処分を受けておりません。</p> <p>なお、申請地については、平成３１年１月１７日に、千葉県東葛飾農業事務所の担当者による現地調査を行い、調査班のご報告どおりの確認がなされております。</p> <p>次に（２）の申請地につきましても、農地法所定の許可を得ないまま２０年以上経過していることが、航空写真により確認できます。</p> <p>固定資産評価額証明書には、現況地目は「宅地」、また、進入路部分の一部の土地については「雑種地」と記載されております。</p>

	<p>また、この間、農地法第51条の規定による違反転用に対する処分を受けておりません。</p> <p>なお、申請地については、平成31年1月17日に、千葉県東葛飾農業事務所の担当者による現地調査を行い、調査班のご報告どおりの確認がなされております。</p> <p>以上でございます。</p>
議 長	<p>事務局からの説明が終わりました。それでは、これより質疑に入ります。ご発言のある方は挙手をお願いいたします。</p>
各 委 員	<p>なし。</p>
議 長	<p>「なし」という声がありました。</p> <p>議案第1号「農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願」(1)について、お諮りいたします。</p> <p>証明相当と決定することに、ご異議ございませんか。</p>
各 委 員	<p>異議なし。</p>
議 長	<p>「異議なし」ということでございますので、全会一致で証明相当という意見を付して、県知事に送付することに決定いたします。</p> <p>次に(2)について、お諮りいたします。</p> <p>証明相当と決定することに、ご異議ございませんか。</p>
各 委 員	<p>異議なし。</p>
議 長	<p>「異議なし」ということでございますので、全会一致で証明相当という意見を付して、県知事に送付することに決定いたします。</p> <p>次に、議案第2号「特定農地貸付けに係る市民農園の承認申請について」、1件でございます。</p>

<p>事務局</p>	<p>事務局から議案の説明をお願いします。</p> <p>議案第2号「特定農地貸付けに係る市民農園の承認申請について」、今回の申請は、1件でございます。</p> <p>議案の5ページをお願いいたします。</p> <p>本件は、申請者から、平成31年2月21日付けで、「特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律」第3条第1項の規定に基づき、特定農地貸付けについて、特定農地貸付規程等を添えて承認申請書が提出されたものでございます。</p> <p>申請地は東国分で、地目は田、面積は525平方メートル、外1筆、合計面積は1,050平方メートルです。</p> <p>区域区分は、市街化調整区域でございます。</p> <p>説明は、以上でございます。</p>
<p>議長</p>	<p>続きまして、調査班による現地調査報告でございますが、調査は同じく第4班が実施しております。</p> <p>調査結果につきまして、ご報告をお願いします。</p>
<p>議席 8番</p>	<p>現地調査は、平成31年3月1日に農地調査班第4班の委員と区域5を担当する農地利用最適化推進委員で行いました。</p> <p>申請地は、三愛幼稚園の南側に隣接しており、現況は露地畑になっておりました。</p> <p>区画数は24区画を設定し、一区画当たり35.2平方メートルとなっております。</p> <p>現地調査の結果、周辺の農用地の農業上の利用の増進に支障を及ぼすことがないと見込まれることから、適切な位置にあるとともに、周辺の農地利用に与える影響や利用者数を勘案し、妥当な規模であると判断いたしました。</p> <p>また、借受者による農地の適切な利用を確保するため、見回りや必要な指導を行うことを確認しました。</p> <p>以上のことから、適切かつ円滑な市民農園の運営が行われるものと認められるため、承認することが相当と判断いたします。</p>



議 長	<p>報告は、以上です。</p> <p>第4班から調査報告をしていただきました。</p> <p>続きまして、承認申請書及び「貸付協定」「貸付規程」の内容に関する審査結果について、事務局から説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>それでは、ご説明いたします。</p> <p>審査に際して、特定農地貸付規程等の申請書類及び市との貸付協定により、適切に管理運営の確保が見込まれるかについて、確認いたしました。</p> <p>貸付規程に記載されている貸付条件等の主な事項としましては、貸付期間は1年、一区画当たり5,000円で、営利を目的として作物を栽培しないこと、貸付農地を転貸しないことなどとなっております。また、借受者の募集は、口頭及びチラシ配布による一般公募で、選考の方法は、開設者が先着順に借受者を決定することとなっていることから、相当数の者を対象に定型的条件のもと行われることを確認しました。</p> <p>また、貸付協定においては、借受者間の紛争の仲裁、騒音や病害虫の駆除、路上駐車、堆肥の臭い等、周辺の住民や周辺農地に対して迷惑を及ぼさないよう規定されており、特定農地貸付の適正で円滑な実施を確保するため、有効かつ適切であると認められます。</p> <p>以上のことから、今回の申請内容が「特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律」に規定する要件に該当していることを確認いたしました。</p> <p>なお、同法の規定に基づき、農業委員会が特定農地貸付を承認することにより、農地法第3条第1項の許可が不要となっております。</p> <p>説明は、以上でございます。</p>
議 長	<p>事務局からの説明が終わりました。それでは、これより質疑に入ります。ご発言のある方は挙手をお願いいたします。</p>
各 委 員	<p>なし。</p>

議 長	<p>「なし」という声がありました。それでは、お諮りいたします。</p> <p>議案第2号「特定農地貸付けに係る市民農園の承認申請について」、承認することに決定して、ご異議ございませんか。</p>
各 委 員	<p>異議なし。</p>
議 長	<p>「異議なし」ということですので、全会一致で承認することに決定いたします。</p> <p>次に、議案第3号「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について」、1件ございます。</p> <p>事務局から議案の説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>議案第3号「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について」、ご説明いたします。</p> <p>議案の7ページ及び8ページをお願いいたします。</p> <p>平成31年2月22日付けで、生産緑地法第10条の規定に基づき市川市長に買取申出をするために必要となる「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願」が提出されたものでございます。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
議 長	<p>続きまして、調査班による現地調査報告でございますが、調査は第2班が実施しております。</p> <p>調査結果につきまして、ご報告をお願いします。</p>
議席 3番	<p>議案第3号「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について」調査報告をいたします。</p> <p>現地調査は、平成31年2月28日に農政調査班第2班と区域2を担当する農地利用最適化推進委員で行いました。</p> <p>申請地は、2筆、合計面積は902平方メートルの露地畑で、主に申出人の祖母が農業に従事していましたが、この者が死亡し、相続人である申出人</p>

	<p>が申請地を管理することが困難になったことから、今回の申請に至ったとのことでございます。</p> <p>なお、被相続人の農業従事日数は年間で150日であったことを聴き取りで確認いたしました。</p> <p>このことから、被相続人を生産緑地に係る農業の主たる従事者として証明するのが相当と判断いたします。</p>
議 長	<p>第2班から調査報告をしていただきました。</p> <p>それでは、これより質疑にはいります。</p> <p>ご発言のある方は挙手をお願いいたします。</p>
各 委 員	なし。
議 長	<p>「なし」という声がありました。</p> <p>それでは、お諮りいたします。</p> <p>議案第3号「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について」、被相続人を「生産緑地に係る農業の主たる従事者」として証明することに、ご異議ございませんか。</p>
各 委 員	異議なし。
議 長	<p>「異議なし」ということですので、全会一致で証明することに決定いたします。</p> <p>次に、議案第4号「平成30年度第6次農用地利用集積計画の決定について」、3件でございます。</p> <p>事務局から議案の説明をお願いします。</p> <p>議案第4号「平成30年度第6次農用地利用集積計画の決定について」ご説明いたします。</p> <p>9ページから15ページをお願いいたします。</p>
事 務 局	

<p>議 長</p>	<p>本件は、平成31年2月19日付けで、市川市長より平成30年度第6次農用地利用集積計画（案）が提出されましたので、農業経営基盤強化促進法第18条第1項並びに農業委員会等に関する法律第6条第1項の規定により、農業委員会の決定を求めるものでございます。</p> <p>説明は以上でございます。</p> <p>続きまして、調査班による現地調査報告でございますが、調査は同じく第2班が実施しております。</p> <p>調査結果につきまして、ご報告をお願いします。</p>
<p>議席 3番</p>	<p>議案第4号「平成30年度第6次農用地利用集積計画の決定について」調査報告をいたします。</p> <p>現地調査は、平成31年2月28日に、農政調査班第2班と、区域1、区域3を担当する農地利用最適化推進委員で行いました。</p> <p>今回は、3件の利用集積計画案がございます。</p> <p>9ページと10ページをお願いいたします。</p> <p>(1)は、松戸市の農地所有適格法人が、柏井町在住の貸し手の方が所有する柏井町の畑4筆、面積2,722平方メートルにおいて、引き続き賃貸借を設定するもので、設定期間は3年です。</p> <p>現況は、温室でネギの苗の栽培が行われておりました。借り手の農作業従事日数は年間330日、常時従事者2名で農作業を行っており、今後も適切に管理されることが見込まれます。</p> <p>次に、11ページと12ページをお願いいたします。</p> <p>(2)は、須和田在住の借り手の方が、宮久保在住の貸し手の方が所有する柏井町の畑4筆、面積2,321平方メートルにおいて、引き続き賃貸借を設定するもので、設定期間は3年です。</p> <p>現況は、露地野菜の栽培が行われておりました。借り手の農業従事日数は200日となっており、今後も適切に管理されることが見込まれます。</p> <p>続きまして、13ページから15ページをお願いいたします。</p> <p>(3)は、大野町在住の借り手の方が、大町在住の貸し手の方が所有する大町の畑2筆、合計面積2,214平方メートルのうち2,111.5平方メ</p>

	<p>ートルにおいて、新規に賃貸借を設定するもので、設定期間は1年です。</p> <p>借り手となる方は、新規就農者で、平成22年4月から平成23年7月にかけて、各地で農業の技術等を研修し、以降、雇用される形で農業に従事し、農業経営開始に備えて参りました。</p> <p>今回、農地を所有していないことから、農用地利用集積計画に基づき農地を確保することになったものでございます。</p> <p>利用期間については、市川市が定める農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想において、新規参入の場合の存続期間は、借用後の利用状況を確認する観点から1年又は2年と規定されており、本件の賃貸借の設定期間は、1年となっております。</p> <p>また、借り手となる方より「就農計画書」が提出され、所管課であります農政課では、就農計画については妥当であるとの見解がなされたことから、対象となった農地を適切に管理することが見込まれております。</p> <p>これらのことから、3件すべて平成30年度第6次農用地利用集積計画について、決定するのが相当と判断いたします。</p>
議 長	<p>第2班から調査報告をしていただきました。</p> <p>それでは、これより質疑にはいります。</p> <p>ご発言のある方は挙手をお願いいたします。</p>
各 委 員	なし。
議 長	<p>「なし」という声がありました。</p> <p>それでは、お諮りいたします。</p> <p>議案第4号「平成30年度第6次農用地利用集積計画の決定」(1)について、原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。</p>
各 委 員	異議なし。
議 長	<p>「異議なし」ということですので、全会一致で原案のとおり決定いたします。</p>

各 委 員	次に（２）について、原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。
議 長	異議なし。
各 委 員	「異議なし」ということですので、全会一致で原案のとおり決定いたします。
議 長	次に（３）について、原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。
各 委 員	異議なし。
議 長	「異議なし」ということですので、全会一致で原案のとおり決定いたします。
事 務 局	次に、議案第５号「国有財産管理人の推薦について」、でございます。事務局から議案の説明をお願いします。
議 長	議案第５号「国有財産管理人の推薦について」、ご説明いたします。議案の１６ページをお願いいたします。
	本件は、平成３１年１月２９日付で、千葉県農林水産部農地・農村振興課長から国有財産管理人を設置するため、適任者１名の推薦を求められましたので、選任するものです。
	なお、委嘱事務の内容は、国有地等の管理であり、委嘱期間は平成３１年４月１日から平成３２年３月３１日までの１年間となります。
	委嘱の基準ですが、原則として本年４月１日時点で、年齢が７０歳以下の委員とされております。
	なお、平成３０年度は、宇田川委員が委嘱されております。
	以上でございます。
	只今、事務局からご説明いただきました。

	<p>それでは、国有財産管理人の推薦の指名でございますが、指名方法はどのようにいたしましょうか。</p>
各 委 員	<p>議長一任。</p>
議 長	<p>只今、議長一任との声がございました。 それでは、私から指名させていただくということでよろしいでしょうか。</p>
各 委 員	<p>異議なし。</p>
議 長	<p>「異議なし」ということですので、私から指名させていただきます。 委嘱の基準は、概ね70歳以下で見回り等に支障のない健康な方とのことです。 今年度に引き続き宇田川委員にお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。</p>
各 委 員	<p>異議なし。</p>
議 長	<p>皆様からご了解をいただきました。 宇田川委員、よろしいでしょうか。</p>
議席 7番	<p>はい、ご指名をいただきましたので、精一杯、務めさせていただきます。</p>
議 長	<p>それでは、宇田川委員を国有財産管理人として推薦することに、全会一致で決定いたします。 以上で、議案の審議は終了いたしました。  次に、報告第1号「農地法第4条又は第5条の規定による農地転用の届出について」、事務局長専決分が2月分20件ございます。 事務局より、報告いたします。</p>

事務局	<p>報告第1号「農地法第4条又は第5条の規定による農地転用の届出について」ご説明いたします。</p> <p>17ページをお願いいたします。</p> <p>農地法第4条届出及び農地法第5条届出について、事務局長において専決しましたのでご報告いたします。</p> <p>今回の報告は、平成31年2月1日から同年2月28日までに届出があったものでございます。</p> <p>農地法第4条の届出は14件、17筆、5,607.01平方メートルでございます。</p> <p>また、第5条の届出につきましては、6件、6筆、3,835平方メートルでございます。</p> <p>第4条と第5条を合せると、20件、23筆、転用面積は、9,442.01平方メートルとなります。</p> <p>内訳につきましては、18ページから21ページとなっております。</p> <p>以上でございます。</p>
議長	<p>報告事項でございますので、ご了解をお願いいたします。</p> <p>次に、報告第2号「農地法第3条の3の規定による農地権利取得の届出について」、事務局長専決分が1件ございます。</p> <p>事務局より、報告いたします。</p>
事務局	<p>報告第2号「農地法第3条の3の規定による農地権利取得の届出について」1件、ご報告いたします。</p> <p>22ページをお願いいたします。</p> <p>相続が発生した日は、平成17年3月16日で、相続人からは、平成31年2月1日に権利取得の届出があったものでございます。</p> <p>農業委員会への斡旋等の希望はございませんでした。</p> <p>以上でございます。</p>
議長	<p>報告事項でございますので、ご了解をお願いいたします。</p>



<p>事務局</p>	<p>次に、報告第3号「地目変更登記に係る回答について」、1件ございます。事務局より、報告いたします。</p> <p>報告第3号「地目変更登記に係る回答について」、1件ご報告いたします。23ページをお願いいたします。</p> <p>平成31年2月7日付けで、千葉地方法務局市川支局登記官から照会があったものでございます。</p> <p>土地の所在は、東国分の1筆、面積は555平方メートルで、市街化調整区域に位置しております。</p> <p>登記簿の地目を「田」から「宅地」に変更するため、法務局へ地目変更登記申請書が提出されたことから、今回の照会がなされたものでございます。</p> <p>本件に係る申請状況としましては、一部の土地について、平成4年7月22日に、農地法第5条に基づき、「分家住宅」として転用許可を受けております。</p> <p>そこで、事務局職員による現地確認後、平成31年2月15日に農地調査班第4班の農業委員及び区域を担当する農地利用最適化推進委員に状況の説明を行い、回答について了承をいただいたものでございます。</p> <p>なお、回答書の記載内容でございますが、現況確認の結果に基づき「非農地」と回答し、その他参考事項として、転用許可面積、555平方メートルのうち、480.12平方メートルについては転用目的どおり、残地については、違反転用。現況は「住宅」と回答したものでございます。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>議長</p>	<p>報告事項でございますので、ご了解をお願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>次に、報告第4号「相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明願について」、4件ございます。</p> <p>事務局より、報告いたします。</p>
<p>事務局</p>	<p>報告第4号「相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明願について」ご報告いたします。</p>

議 長	<p>議案の24ページ、25ページをお願いいたします。</p> <p>本件は、相続税の納税猶予を受けている者が、相続税の納税猶予の継続届出書を税務署に提出するに際し、農業委員会による「引き続き農業経営を行っている旨の証明書」の添付が必要となっているため、証明願が提出されたものです。</p> <p>今回の報告といたしましては、平成31年2月6日から2月19日に申請のあった4件について、現地調査を行い、申請内容に相違がなかったため、証明書を発行したものでございます。</p> <p>以上でございます。</p> <p>報告事項でございますので、ご了解をお願いいたします。</p> <p>以上をもちまして、本日の議事日程はすべて終了しました。</p> <p>これで、平成30年度第12回市川市農業委員会定例総会を閉会といたします。</p> <p>ご協力、ありがとうございました。</p>
-----	---

以上は、会議の顛末を記載したものであり、その相違なきことを証する。

議 長 三橋 弘

---

委 員 石井 利和

---

委 員 小川 治夫

---